



5 消安第3485号
令和5年9月13日

公益社団法人 中央畜産会議 殿

農林水産省消費・安全局長

農場の分割管理に当たっての対応マニュアルの策定について

日頃より、家畜衛生の推進に御理解・御協力いただき誠にありがとうございます。

今般、別添のとおり都道府県知事宛て通知しましたので、御了知いただきますようお願いいたします。

また、貴職におかれましては、傘下会員各位等に対し周知いただきますよう、よろしくお願いいたします。

(写)

5 消安第3485号
令和5年9月13日

都道府県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

農場の分割管理に当たっての対応マニュアルの策定について

平素より家畜衛生行政の推進に御尽力いただき、感謝申し上げます。

さて、高病原性鳥インフルエンザについては、令和4年シーズンに26道県84事例が発生、約1,771万羽が殺処分の対象となり、発生都道府県数、事例数及び殺処分数のいずれも過去最多となったところです。特に、大規模農場において複数の発生事例が見られたことから、家畜防疫員を始めとする防疫作業従事者への負担が増大したことに加え、84事例のうち、61事例が採卵鶏での発生であったことから、鶏卵の需給への影響も生じる事態となりました。

このような中、農林水産省では、専門家からの提言も踏まえ、施設及び飼養管理を完全に分けることにより農場を複数に分割し、別農場として取り扱う農場の分割管理を飼養衛生管理上の事項の一つとして位置づけるため、飼養衛生管理指導等指針（令和3年4月1日農林水産大臣公表）の一部変更の手続等を進めているところです。今般、分割管理の取組についての基本的な考え方や取り組む際のポイントについて記載し、現場で取り組む際の参考としていただくマニュアルを別添のとおり策定しました。

各都道府県におかれましては、本マニュアルを参考に、家畜の所有者から農場の分割管理についての相談があった際には適切に御指導いただくとともに、必要に応じて家畜の所有者に対して御提案いただくようお願いいたします。

**農場の分割管理に当たっての
対応マニュアル**

(第1版)

令和5年9月

**農林水産省
消費・安全局**

〈目次〉

1. はじめに ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······	1
2. 農場の分割管理の基本的な考え方 ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······	3
(1) 特定家畜伝染病発生時に殺処分対象となる家畜の考え方 ······ ······ ······ ······	4
① 患畜等が確認された農場で飼養されている家畜 ······ ······ ······ ······	4
② 発生農場で直接家畜の飼養管理を行っていた者が、表1の右欄に掲げる日以降の期間に直接家畜の飼養管理を行った農場で飼養されている家畜 ······ ······ ······ ······	4
③ 表2の右欄に掲げる日以降の期間に患畜等と接触した家畜 ······ ······ ······	4
(2) 衛生管理区域の設定（非発生農場で飼養する家畜が（1）の①に該当しないための措置） ······ ······ ······	5
(3) 飼養管理者の設定（非発生農場で飼養する家畜が（1）の②に該当しないための措置） ······ ······ ······	6
(4) 家畜の隔離（非発生農場で飼養する家畜のうち、（1）の③に該当するものを限定するための措置） ······ ······	7
3. 農場の分割管理の進め方 ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······	8
(1) 取組の進め方 ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······	8
① 方針の決定 ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······	8
② 衛生管理区域の設定の検討 ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······	8
③ 農場への出入り時に遵守すべき飼養衛生管理の設定 ······ ······ ······	8
④ 農場の分割後の飼養衛生管理の徹底 ······ ······ ······ ······	9
(2) 検討にあたっての留意点 ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······	9
① 衛生管理区域の設定 ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······	9
ア 農場ごとの出入口の設定 ······ ······ ······ ······ ······ ······	9
イ 農場間の境界の明確化 ······ ······ ······ ······ ······ ······	10
ウ 飼料タンクや保管庫の取扱い ······ ······ ······ ······ ······	11
エ 畜舎間の地下で共有される施設の取扱い ······ ······ ······ ······	12
オ 防疫措置における作業動線の検討 ······ ······ ······ ······	12
カ 集卵ベルトの取扱い ······ ······ ······ ······ ······	12
キ 農場敷地内で確保されていた埋却予定地の取扱い ······ ······ ······	13
② 手指消毒等の実施及び車両・物品等の取扱い ······ ······ ······ ······	14
③ 共同利用施設の取扱い ······ ······ ······ ······ ······ ······	14
ア 堆肥舎等の取扱い ······ ······ ······ ······ ······ ······	14
イ 凈化槽の取扱い ······ ······ ······ ······ ······ ······	15
④ 農場に出入りする者の管理等 ······ ······ ······ ······ ······	15
⑤ その他留意すべき点 ······ ······ ······ ······ ······ ······	15
ア 防疫措置実施時の感染拡大防止対策 ······ ······ ······ ······	15
イ 畜舎からの排気を考慮した衛生管理区域の設定 ······ ······ ······	16

1. はじめに

(1) 高病原性鳥インフルエンザについては、令和4年シーズンに26道県84事例が発生、約1,771万羽が殺処分の対象となり、発生都道府県数、事例数及び殺処分数のいずれも過去最多の発生となった。

特に、大規模農場において複数の発生事例が見られたことから、家畜防疫員を始めとする防疫作業従事者への負担が増大したことに加え、84事例のうち、61事例が採卵鶏での発生であったことから、鶏卵の需給への影響も生じる事態となつた。養鶏業界からも、経済的影響が大きく、殺処分範囲を限定し影響の緩和を求める要望が寄せられている。

(2) こうした中、令和5年1月31日に開催された「食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会 第82回家きん疾病小委員会 令和4年度第1回高病原性鳥インフルエンザ疫学調査チーム検討会合同会合」において、「発生時においては、農場の規模の大小に関わらず、引き続き、同一農場内の全羽殺処分を含め、まん延防止のための万全の防疫措置の実施が必要である。一方で、人・物が出入りする機会が多く、相対的にウイルスの侵入リスクが高くなることも踏まえながら、大規模農場における対応として、例えば、施設及び飼養管理を完全に分けることにより農場を複数に分割し、別農場として取り扱うことについては、現場で検討し得るものと考えられる。」との考えが示された。その後、同年7月24日に開催された「食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会第86回家きん疾病小委員会・令和4年シーズン第2回高病原性鳥インフルエンザ疫学調査チーム検討会 合同会合」において取りまとめられた「2022年～2023年シーズンにおける高病原性鳥インフルエンザの発生に係る疫学調査報告書」においても、「施設及び飼養管理を完全に分けることにより農場を複数に分割し、侵入リスク及び発生時の感染拡大リスクを低減することも検討し得るものと考えられる。」との提言があった。

(3) また、豚熱については、ワクチン接種県においても散発的に発生が確認されており、令和5年8月にはワクチン未接種県である佐賀県で発生し、9月には九州7県がワクチン接種推奨地域に設定されるなど、発生が継続しているところである。

(4) 家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「法」という。）第3条の2第1項の特定家畜伝染病の発生時には、発生農場で飼養する家畜（家きんを含む。以下同じ。）のみならず、発生農場と疫学的に関連のある農場（以下「関連農場」という。）で飼養する家畜についても、同項の規定に基づき作成・公表している特定家畜伝染病防疫指針（以下「防疫指針」という。）に基づき、殺処分の対象となる可能性がある。これまでの発生事例においても、関連農場と疑われた農場について、飼養衛生管理の実態などを確認した結果、飼養衛生管理が発生農場と完全に分けられており、関連農場とはならなかった事例はあったものの、あらかじめ一つの農場を別々の農場に分け、殺処分の範囲を限定するといった取組は広く検討される状況にはなかった。

(5) このため、飼養衛生管理指導等指針（令和3年4月1日農林水産大臣公表）を

一部変更し、都道府県及び家畜の所有者が実施すべき飼養衛生管理上の事項の一つとして、農場の分割管理に関する事項を位置づけることとしたところである。

- (6) そこで、本マニュアルでは、分割管理の取組についての基本的な考え方や取り組む際のポイントについて記載し、現場での具体的な取組の参考とされることを目的とする。

ただし、農場ごとに畜舎の配置や作業動線等が異なることから、実際に取組を検討する際には個別の事例に合わせて対応することが必要である。このため、家畜の所有者から農場の分割管理についての相談を受けた各都道府県は、本マニュアルを参考にしながら、各農場の実態にあわせて、適切な指導を行う。

- (7) また、農場の分割管理後であっても、人・物等の交差汚染が確認された場合は、農場の分割管理が実質的に行われておらず、感染のおそれが否定できないことから殺処分の対象となる可能性がある。このため、分割後にはそれぞれ独立した別農場として厳格な飼養衛生管理を不断に実施する必要がある。加えて、分割後の一方の農場で特定家畜伝染病が発生した後に、分割後の他方の農場において異状が確認されれば、一般的な対応として緊急病性鑑定が実施され、その後発生が確認されれば、防疫措置が行われることとなることも認識しておく必要がある。

- (8) なお、本マニュアルについては、必要があると認めるときは適宜見直すこととする。

2. 農場の分割管理の基本的な考え方

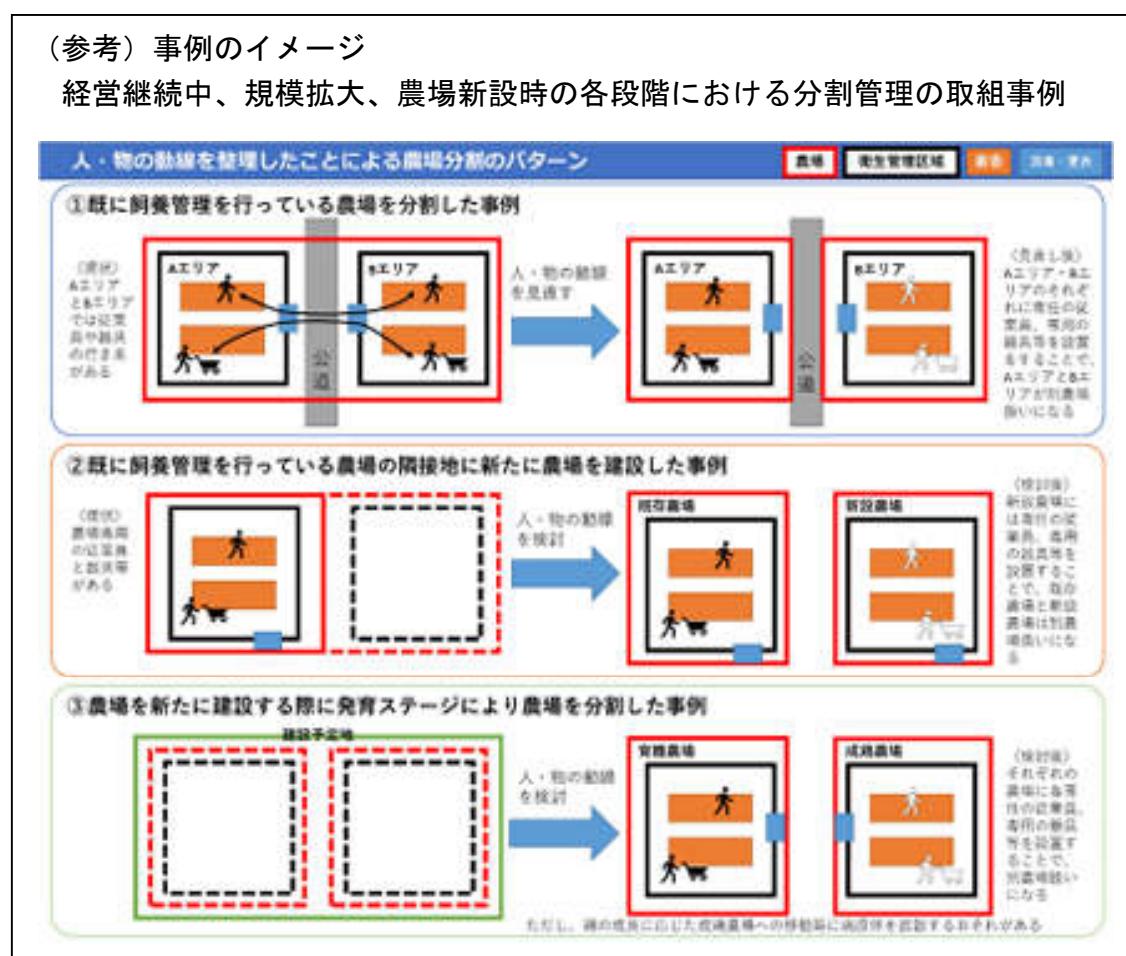
特定家畜伝染病が発生した際には、発生農場内で既に感染が広がっているおそれがあるため、まん延防止の観点から当該農場において飼養されている家畜は全て殺処分する必要がある。また、発生農場以外にも、発生農場で家畜の飼養管理を直接行っていた者が直接家畜の飼養管理を行っていた農場や、感染が確認された家畜と同居していた家畜を導入していたことが確認された農場等については、同様に感染が広がっているおそれがあるため、関連農場として殺処分の対象となる場合がある。

農場の分割管理は、あらかじめ農場を複数に分割し、さらに入・物等による交差汚染を取り除いておくことで、発生農場となる範囲を限定するだけでなく、分割後の発生農場以外の農場（以下「非発生農場」という。）の関連農場からの除外も図る取組である。具体的には、飼養衛生管理基準や防疫指針に基づき、1つの農場を複数の衛生管理区域に分け、分割した後の衛生管理区域をそれぞれ別の独立した農場として扱い、さらに農場ごとに人・物等の動線も分けて飼養衛生管理を行うものである。

都道府県は、家畜の所有者が農場の分割管理に取り組むに当たり、各農場の実態に合わせて適切な内容となるよう確認・指導を行う。

（参考）事例のイメージ

経営継続中、規模拡大、農場新設時の各段階における分割管理の取組事例



なお、分割後の農場で特定家畜伝染病が発生した際に、非発生農場は他の制限区域内の農場と同様に、移動制限や発生状況確認検査等の対象となる。また、防疫指針に基づき都道府県が行う疫学調査の結果、非発生農場で飼養する家畜が「疫学関連家畜」と判定された場合は、死亡頭羽数の報告、移動制限及び検査の実施等の対

象となる。

(1) 特定家畜伝染病発生時に殺処分対象となる家畜の考え方

農場の分割管理に取り組む場合の殺処分対象の考え方は、特定家畜伝染病発生時に殺処分対象となる患畜又は疑似患畜（以下「患畜等」という。）を定める防疫指針に基づき、以下のとおりとする。

① 患畜等が確認された農場で飼養されている家畜

患畜等と判定された家畜と同一の農場内で飼養されている家畜については、例えば畜舎が異なる場合であっても、施設や飼養管理が完全に分かれていらないなど、飼養衛生管理が共通しており、感染が広まっているおそれがあることから、殺処分の対象となる。

② 発生農場で直接家畜の飼養管理を行っていた者が、表1の右欄に掲げる日以降の期間に直接家畜の飼養管理を行った農場で飼養されている家畜

感染を広げるおそれがある期間（表1参照）に直接患畜等の飼養管理を行っていた者が飼養管理を行っていた農場は、人を介して感染が広まっているおそれがあることから、当該農場の家畜は殺処分の対象となる。

（表1）患畜等の直接の飼養管理を行っていた人に関する疑似患畜を判定するための飼養管理の状況を確認する日数

疾病名	病性等判定日（※）から遡った日数
口蹄疫	7日目
豚熱	日数の規定なし
アフリカ豚熱	日数の規定なし
高病原性鳥インフルエンザ	7日目
低病原性鳥インフルエンザ	7日目

（※）病性等判定日：患畜等が確認された農場で患畜等と判定した日又は発症日（発症していた日が特定できる場合に限る。）をいう。

【参考】病性等判定日から遡った日数の考え方

7日目	6日目	5日目	4日目	3日目	2日目	1日目	病性等判定日
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	--------



③ 表2の右欄に掲げる日以降の期間に患畜等と接触した家畜

病性等判定日から遡った一定の期間（表2参照）に患畜等と接触したことが明らかとなった家畜については、患畜等との接触により感染しているおそれがあることから、発生農場から移動していた場合であっても殺処分の対象となる。

また、この殺処分対象となる家畜を導入していたことが明らかとなった農場において、管理の状況などによりこの殺処分対象となる家畜を特定できない場合は、同居する家畜も殺処分の対象となる場合がある。

(表2) 患畜等と接触していた家畜に関連した疑似患畜を判定するために接觸歴を確認する日数

疾病名	病性等判定日から遡った日数
口蹄疫	7日目
豚熱	10日目
アフリカ豚熱	7日目
高病原性鳥インフルエンザ	7日目
低病原性鳥インフルエンザ	7日目

家畜の所有者は、農場の分割管理に取り組むに当たっては、分割後の農場で特定家畜伝染病が発生した際に、非発生農場で飼養する家畜が①から③までに該当しないようにする必要があるため、次の(2)から(4)までの対応を行う。

(2) 衛生管理区域の設定（非発生農場で飼養する家畜が（1）の①に該当しないための措置）

1つの農場内を複数の衛生管理区域に分け、分割後の衛生管理区域をそれぞれ別の独立した農場として扱う。また、飼養衛生管理を見直し、分割後の各農場に

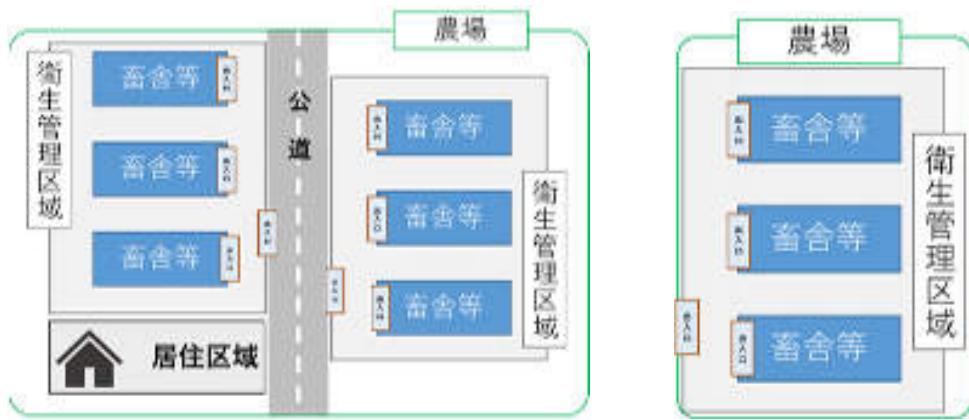
（参考）農場と衛生管理区域の関係性

法第12条の4に基づく定期の報告は、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第21条の5において農場ごとに行うこととされており、同条において、農場は「畜舎等その他の家畜の飼養に関する施設を含む一団の場所」と定義されている。

一方、衛生管理区域は、飼養衛生管理基準において、「畜舎、家畜に直接接觸する物品の保管場所並びに家畜に直接触れた者が消毒並びに衣服及び靴の交換（畜舎ごとに行う消毒並びに衣服及び靴の交換を除く。）を行わずに行動する範囲の全てを網羅すること」とされている。

農場と衛生管理区域の関係性を考えると、農場の方がより広い範囲を含む概念だが、家畜の飼養管理を行う者が消毒等を行わずに行動する範囲を全て含む衛生管理区域は農場の定義を最低限満たすことから、衛生管理区域を1つの農場と同義と考えることができる。

【農場及び飼養衛生管理区域は、個々の実情に応じて様々な設定があり得る】



において飼養衛生管理基準を厳格に遵守する。

(3) 飼養管理者の設定（非発生農場で飼養する家畜が（1）の②に該当しないための措置）

1つの農場において家畜の飼養管理を直接行った者は最低でも7日間別の農場で家畜の飼養管理を直接行わないことが不可欠となる（表1及び表3参照）ため、畜種に関わらず、分割後の農場において家畜の飼養管理を直接行う者は、農場ごとに異なる者を設定することとする。

（表3）高病原性鳥インフルエンザを想定した場合の疑似患畜に該当する期間
(○：疑似患畜非該当 ×：疑似患畜該当)

日	月	火	水	木	金	土
○ 10日目	○ 9日目	○ 8日目	× 7日目	× 6日目	× 5日目	× 4日目
× 3日目	× 2日目	× 1日目	病性等 判定日			

なお、「家畜の飼養管理を直接行う者」とは、飼料給与や健康観察等の飼養管理を行い、日常管理の中で家畜に接触する者である。このため、堆肥処理等、家畜に接触することなく畜舎外での作業のみを行う者は除外されるが、畜舎内に立ち入る者については、具体的な作業内容等から個別に判断する必要がある。

また、作業内容等に関わらず、農場や畜舎に出入りする際には消毒等の必要な措置を実施しなければならない。

（参考）同一の者を複数の農場の飼養管理者に設定する場合

複数の農場の飼養管理を同一の者に行わせた場合には、当該者が直接飼養管理を行う家畜は全て（1）の②に該当することとなる。

ただし、家きんに限っては、以下の条件を満たすことで疑似患畜から除外される場合がある。

（発生農場の飼養管理者が他の農場の飼養管理を行っている場合の協議）

患畜等の直接の飼養管理を行っていた者が直接飼養管理を行っていた発生農場以外の全ての農場において、

- ・高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザ感染が否定されていること
- ・発生時の立入検査の際に飼養衛生管理基準の遵守が確認されていること
- ・発生時の立入検査の際に衛生管理区域内等への入場時のシャワーインや飼養管理等に関連する器材及び車両が農場ごとに専用であるなどの発生予防・まん延防止対策の実施が確認されていること

（次頁へ続く）

など、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの防疫指針の留意事項 20 に掲げる事項が全て措置されていることが確認された場合には、農林水産省消費・安全局動物衛生課（以下「動物衛生課」という。）と協議の上、当該農場で飼養する家きんを疑似患畜から除外することができる。

これを踏まえ、分割管理に取り組むに当たり同一の者を複数の農場の飼養管理者に設定することを検討する際には、農場の飼養衛生管理体制について家畜保健衛生所と確認の上、対応を検討する必要がある。

加えて、家畜伝染病発生時の立入検査について、発生農場と飼養管理者の交差があった全ての農場の全ての家きん舎で飼養されている家きんに異状がないことの確認や、当該農場の飼養衛生管理の遵守状況が厳格に遵守され、発生予防措置を強化する事項として留意事項に定められた内容が実施されていること等を確認する必要がある。このため、都道府県は、あらかじめ家畜保健衛生所の確認体制を検討しておく必要がある。

（4）家畜の隔離（非発生農場で飼養する家畜のうち、（1）の③に該当するものを限定するための措置）

患畜等と接触していた家畜については、感染しているおそれがあることから殺処分対象となることは避けられない。このため、導入家畜（発生農場から移動してきた 2 （1）③に該当する家畜をいう。以下この項において同じ。）については殺処分対象となる。

一方で、非発生農場で飼養されている導入家畜以外の家畜については、飼養衛生管理基準に規定された「家畜を導入する際の健康観察等」を適切に実施し、導入家畜を隔離することで殺処分対象から除外することができる。

具体的には、平時から農場に導入される家畜について、表 2 に記載の日数以上の期間を他の家畜と直接接触させないように隔離し、隔離期間中は異状がないことを確認する。

3. 農場の分割管理の進め方

(1) 取組の進め方

① 方針の決定

家畜の所有者は、殺処分頭羽数の抑制といった発生時の影響の緩和を図るために必要と考える場合には、農場の分割管理を検討し、取り組むことを決定した際には家畜保健衛生所に相談の上、農場の分割管理を検討することができる。あわせて、当該農場の全ての従業員に対して農場の分割管理に取り組むことを周知し意識の統一を図る。また、関係事業者に対しても適切な時点で周知する。

相談を受けた家畜保健衛生所は、飼養衛生管理基準や防疫指針に鑑みて各農場の実態に合わせた指導を実施する。

なお、都道府県は、飼養衛生管理基準や防疫指針等の解釈など農場の分割管理の取組を実施する上での疑義が生じた場合は、必要に応じて農林水産省消費・安全局動物衛生課まで確認を行う。

② 衛生管理区域の設定の検討

家畜の所有者は、生産規模や飼養管理者の人数、飼養管理の動線などを考慮しつつ、飼養衛生管理基準の「衛生管理区域の設定」の項に基づき、1つの農場内を複数の衛生管理区域に分け、分割後の衛生管理区域をそれぞれ別の独立した農場として扱う。この際、2の(3)のとおり飼養管理者については、農場ごとに異なる者を設定する。

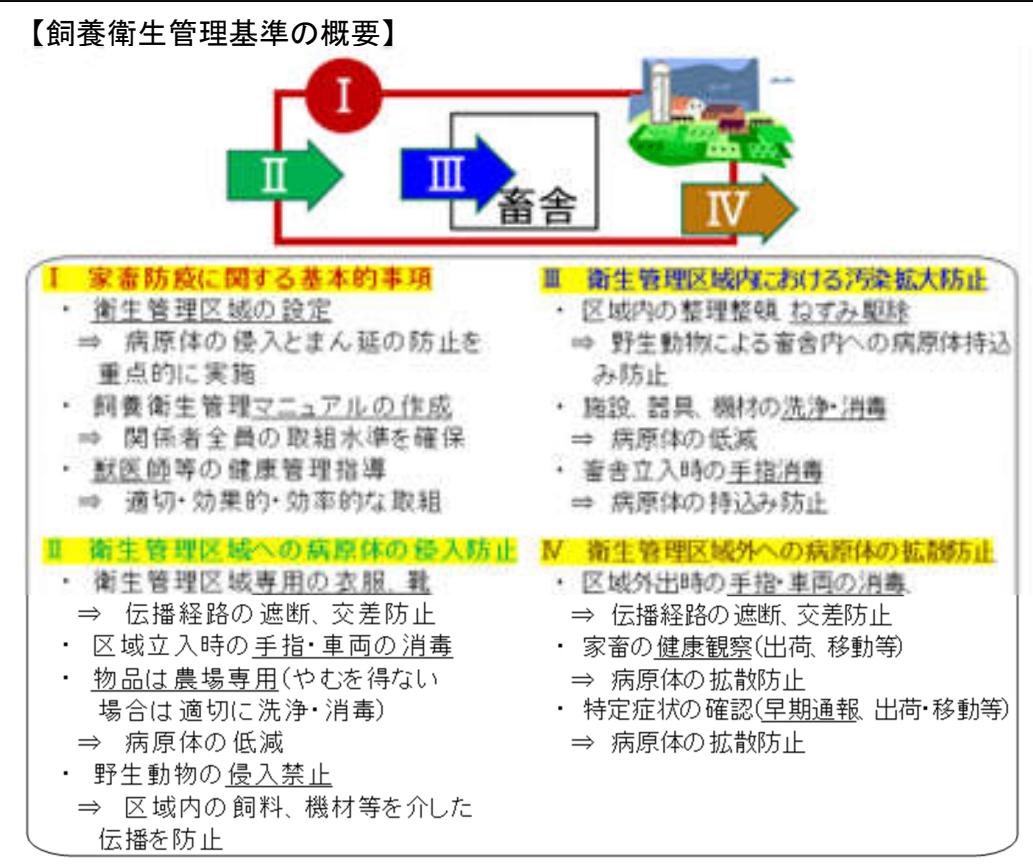
また、新たに設定した衛生管理区域が隣接する場合には、柵等を整備するなど、人・車両の行き来が容易に出来ないように境界を明確化するために必要な方法を家畜保健衛生所に相談の上検討する。

あわせて、分割後の農場で特定家畜伝染病が発生した際に、非発生農場の飼養管理が支障なく継続して行われるよう、対応をマニュアル化するなどあらかじめ発生時の対応を検討しておく。

③ 農場への出入り時に遵守すべき飼養衛生管理の設定

家畜の所有者は、飼養衛生管理基準のⅡ及びⅣに定められた手指・車両・物品等消毒並びに専用衣服及び長靴の交換等の衛生管理区域に入りする際に遵守すべき事項を、分割後の農場ごとに遵守するための管理方法を検討し、その中で必要な設備や機材の整備等について家畜保健衛生所に確認の上、農場ごとに獣医師等専門家（担当の獣医師、家畜防疫員等）の意見を反映させた飼養衛生管理マニュアルを作成する。

作成したマニュアルについては、家畜保健衛生所の確認を受ける。



④ 農場の分割後の飼養衛生管理の徹底

家畜の所有者は、②及び③により必要な設備等の整備が生じた場合は、これを行い、農場を分割した後は、分割した農場ごとに、飼養衛生管理基準を厳格に遵守するとともに、法第12条の4に基づく定期の報告を行う。

また、②及び③で検討・設定したとおりの飼養衛生管理が行われているか、家畜保健衛生所により農場の分割管理の運用開始時の確認及び開始後は毎年複数回の確認を受ける。

なお、家畜保健衛生所は、当該農場における飼養衛生管理基準の状況を立入、電話、写真等の都道府県の飼養衛生管理指導等計画で定めた方法により必要に応じて隨時、確認することとする。

(参考) 飼養衛生管理の徹底のための取組

農場 HACCP では、飼養衛生管理基準を基礎として一般的衛生管理プログラムを確立し、必要に応じてモニタリングや記録を行うこととしている。また、作業手順の文書化や教育訓練なども含まれているため、分割管理を行う上でもソフト対策として有効な取組の一つである。

(2) 検討にあたっての留意点

① 衛生管理区域の設定

ア 農場ごとの出入口の設定

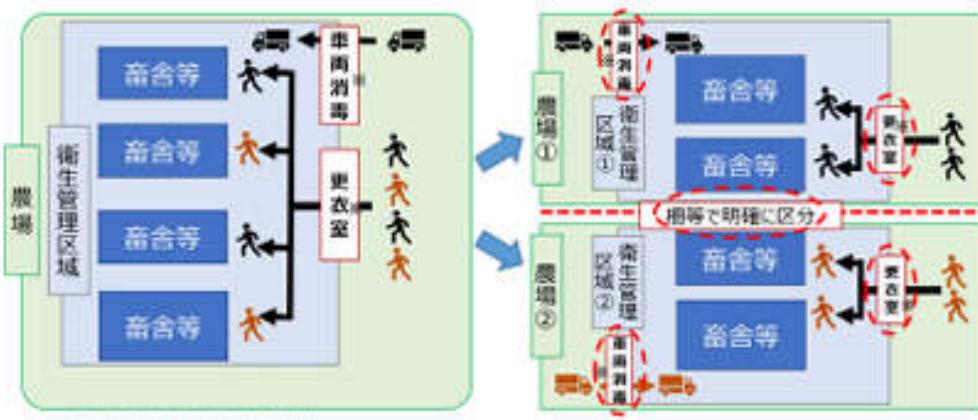
分割管理を行うに当たっては、元々1つの農場であって人・車両等の行き

来があった場所を区分するため、その境界を明確にし、農場ごとに出入口を設ける。

また、人の出入り時に必要となる手指消毒や衣服・靴の交換を行うための更衣室等の設備や、車両の出入り時に必要となる車両消毒設備等、衛生管理区域の入退場時に必要な対応を行うための設備を整備する。

衛生管理区域の設定

1. 生産規模や飼養管理者の人数、飼養管理の動線などを考慮して衛生管理区域を設定。
2. 分割後の農場が隣接する部分は、人・車両等が行き来しないよう、柵等で境界を明確に区分。
3. 衛生管理区域への人・車両の出入口は農場ごとに設置し、手指の消毒・衣服の交換や車両消毒といった衛生管理区域への出入りに必要な措置を実施。



イ 農場間の境界の明確化

隣接する農場の境界には柵等を設置するなど、人・車両等の行き来が容易に出来ないように境界を明確に区分する。

なお、豚又はいのししの飼養農場のうち、野生いのししの生息地域に所在する農場においては、飼養衛生管理基準に基づき、防護柵の設置が必須であるが、既に衛生管理区域の外周に防護柵が設置されており、分割管理の実施によって新たに農場の境界を設けることで分割後の農場に野生いのししが侵入するおそれがない場合は防護柵以外とすることもできる。

(参考) 境界を明確化するための柵等の一例

積雪のある地域では雪による破損が生じないようにするなど、地域の実態に合わせて設置する。



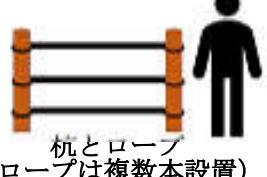
防護柵



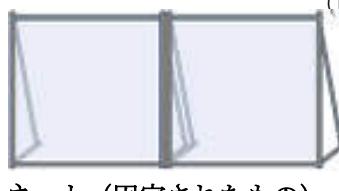
フェンス



園芸用のフェンス
(固定されたもの)



杭とロープ
(ロープは複数本設置)



ネット (固定されたもの)

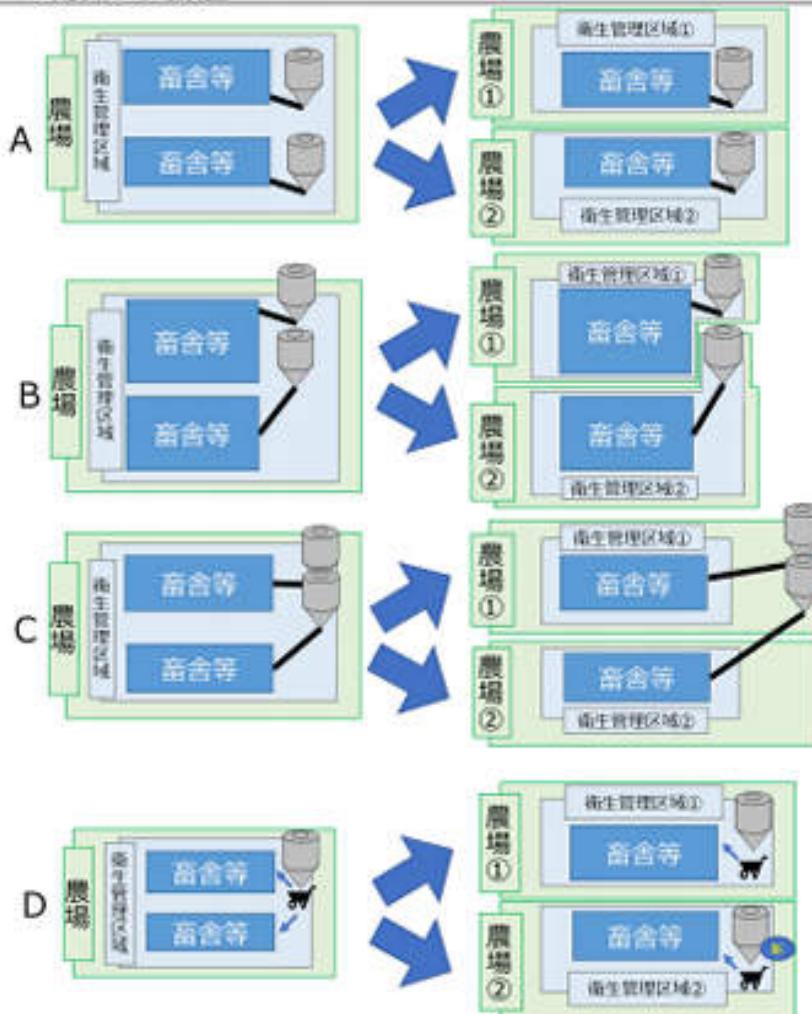
ウ 飼料タンクや保管庫の取扱い

飼料タンクや保管庫など、家畜と直接接触する可能性がある物を保管する施設は、病原体に汚染されるおそれがあることから、原則、衛生管理区域内に配置する必要がある。ただし、飼料タンクからパイプラインでそれぞれの畜舎に飼料が直送されている場合は、当該飼料タンクを衛生管理区域外に設定することもできる。

また、タンクから一輪車に直接飼料を出して畜舎ごとに運んでいる場合は、農場ごとに新たにタンク等の飼料保管場所を設け、運搬動線を農場ごとに設定する。

飼料タンクの対応

- A, B、飼料タンクがパイプラインでそれぞれの畜舎に繋がっている場合、畜舎に合わせて衛生管理区域を設定
- C、分割前の農場の衛生管理区域内に飼料タンクがあり、分割に当たって、飼料タンクをそれぞれの衛生管理区域に分けられない場合は、飼料タンクを衛生管理区域外に設定
- D、飼料タンクから、一輪車等で各畜舎に飼料を搬入していた場合、分割後の衛生管理区域ごとに飼料タンクを設置



エ 畜舎間の地下で共有される施設の取扱い

除糞ベルトやピット等を畜舎間で共有している場合、これらの施設を介して野生動物等が畜舎間を行き来するなど、病原体を広めるおそれがある。このため、これらの施設については分割する農場間で共有しないようにする。なお、ピットへの蓋の設置や施設の構造等により農場間で病原体を広めるおそれがないと判断出来る場合はこの限りではない。

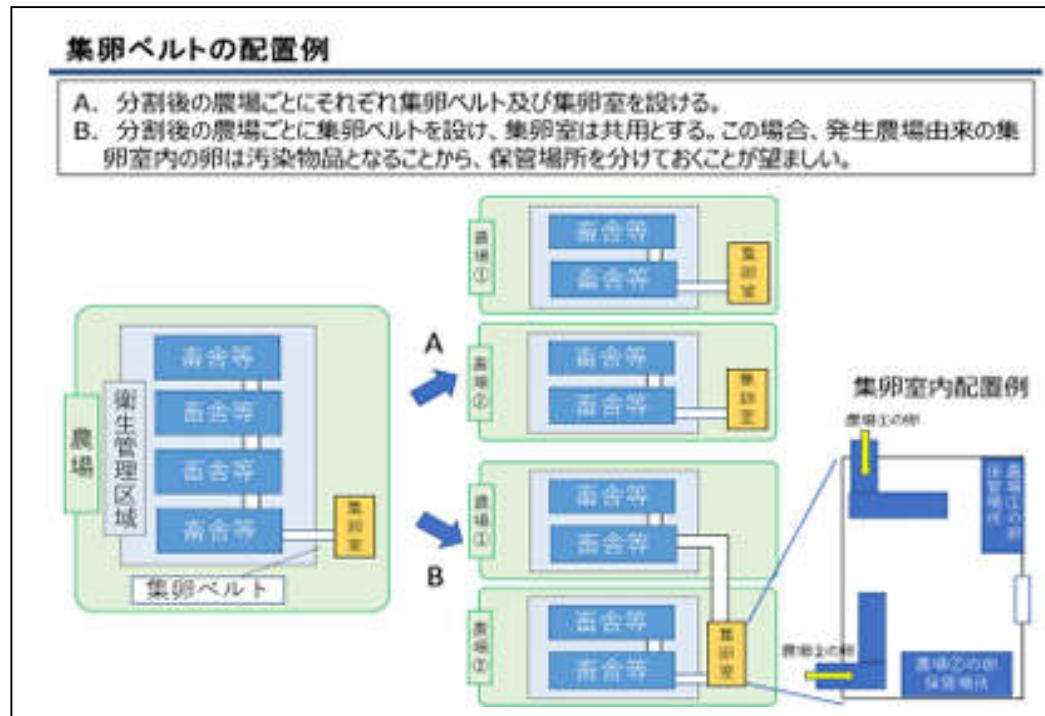
オ 防疫措置における作業動線の検討

分割後の農場で特定家畜伝染病が発生した際に備え、非発生農場が日常の飼養管理を行うに当たり、飼料の搬入経路の確保など、飼養管理に支障がないよう防疫措置を実施する上での作業動線を考慮する。

カ 集卵ベルトの取扱い

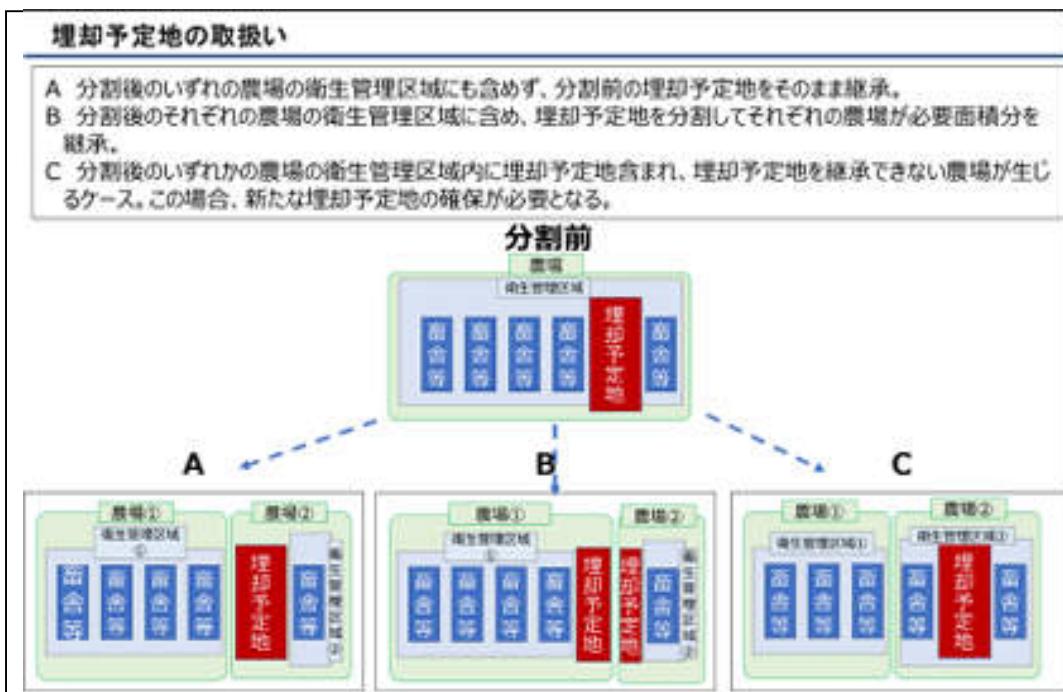
採卵鶏において集卵ベルトが鶏舎間を貫通している場合、病原体に汚染されたおそれのある物品が鶏舎間を移動することとなるため、農場間で集卵ベルトを共用しないようにする。

集卵室を共用する場合は、作業時間や区画を分けるなど動線が交差しないようにするとともに、集卵した卵は農場毎に分けて保管しておくことが望ましい。



キ 農場敷地内で確保されていた埋却予定地の取扱い

埋却予定地については、分割管理前の農場の飼養頭羽数に必要な面積は既に確保されていることから、必ずしも追加の土地を確保する必要はないものの、農場敷地内に埋却予定地を準備していた場合、衛生管理区域の設定によっては新たに埋却予定地の確保が必要となる場合がある。



② 手指消毒等の実施及び車両・物品等の取扱い

飼養衛生管理基準に基づき、分割しようとする農場ごとに作業者を分け、手指消毒・衣服・靴の交換等を実施する。また、車両や物品等については、原則分割後の農場ごとに専用のものを使用し、やむを得ず共用する場合は他の農場への入場及び退場ごとに洗浄・消毒・乾燥からなる消毒の一連の工程を適切に実施する。

③ 共同利用施設の取扱い

ア 堆肥舎等の取扱い

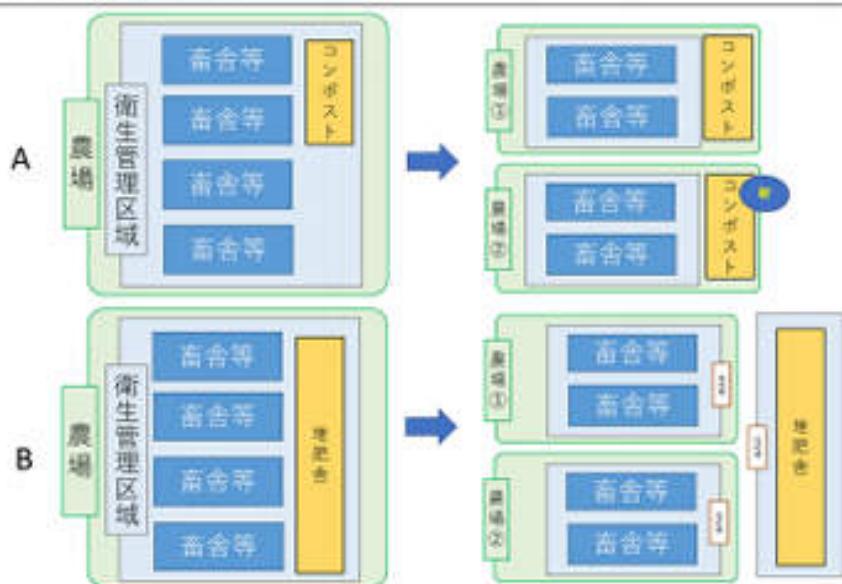
特定家畜伝染病発生時には、防疫対応のために数か月間施設が使用できなくなる場合もあることから、非発生農場の飼養管理の継続に支障が出る可能性を考慮し、原則、死体保管庫や堆肥舎等の施設は農場ごとに設ける。

共同利用する場合には、共同利用施設内において農場ごとの区画を決めておく、一時的な保管施設を用意しておくといった特定家畜伝染病発生時に非発生農場の飼養管理を継続するための措置に備えるとともに、当該共同利用施設を独立した衛生管理区域として設定し、衣服や靴の交換、車両の消毒等衛生管理区域に入退場する際に必要な対応を行う。

また、作業時間を分けるなど動線が交差しないようにするとともに、原則重機等は分割後の農場ごとに専用のものを使用することとし、やむを得ず共用する場合は農場ごとの作業の前後及び当該施設への出入り時に洗浄・消毒・乾燥からなる消毒の一連の工程を適切に実施する。

堆肥舎等共同利用施設の対応

- A. 分割管理の導入に伴い、堆肥処理施設を新たに設ける。
 B. 共同利用の堆肥処理施設として、それぞれの農場とは別の衛生管理を行う区域として、出入口での消毒等を実施。



イ 净化槽の取扱い

浄化槽を共同利用する場合、区画分けすることは困難であることから、特定家畜伝染病発生時には浄化槽の利用を停止した上で、封じ込め措置又は消毒による防疫措置を実施する必要がある。

封じ込め措置を実施する場合は浄化槽を密閉した上で対象ウイルスが不活性化される期間（対象ウイルスによっては3か月程度）静置する必要があることから、浄化槽を利用できない期間が生じる。

消毒の場合は有効な消毒薬の投入による消毒を実施した後、pHの調整等放流に必要な措置を実施した上で放流し、再稼働することが可能となるが、活性汚泥等が使えなくなる可能性がある。

これらのことから浄化槽を共同利用する際は、防疫措置をどのように行うか事前に検討しておくことが必要である。

④ 農場に入りする者の管理等

関連事業者についても、②に関する事項を遵守する必要があることから、関連事業者に対し、入退場のルールが変わることについて事前に周知を行い、遵守するために必要な体制を構築してもらう必要がある。

⑤ その他留意すべき点

ア 防疫措置実施時の感染拡大防止対策

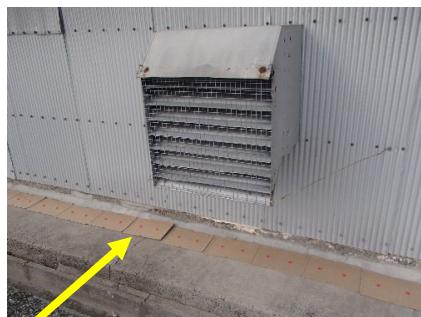
特に分割後の農場が隣接する場合は、万が一特定家畜伝染病が発生した際に防疫作業に伴う病原体の拡散防止を図るため、防疫指針に記載された消石灰等の散布や粘着シート、殺鼠剤の散布等に加えて、隣接農場との境界にブルーシート又はパネルの設置や畜舎の排気口へのフィルター設置、畜舎内での消毒液等の噴霧による粉塵飛散防止対策等、防疫措置の実施に伴い非発生農場に伝播させないための措置を講じる必要があることから、農場の構造などを勘案してあらかじめ必要となる措置を検討し、資材の備蓄などの準備を

行う。

イ 畜舎からの排気を考慮した衛生管理区域の設定

農場内の畜舎配置から入気口と排気口が近接している畜舎については、可能な限り同一の農場として区域を設定する。

(参考) 防疫措置の実施に伴い講じる措置の一例



畜舎周囲の粘着シート設置



隣接農場との境界のフェンスへの
ブルーシート設置

畜舎へのブルーシート設置